

第19回 IP5長官会合 成果と戦略的インプリケーション

AI分野の新協力枠組み合意と日本企業が執るべき特許戦略

[1] 協調のコアへのAI格上げ

2021年のロードマップから5年。AIはIP5協力の周縁テーマから「中核（コア）」へと移行し、実務レベルの新作業部会が発足。

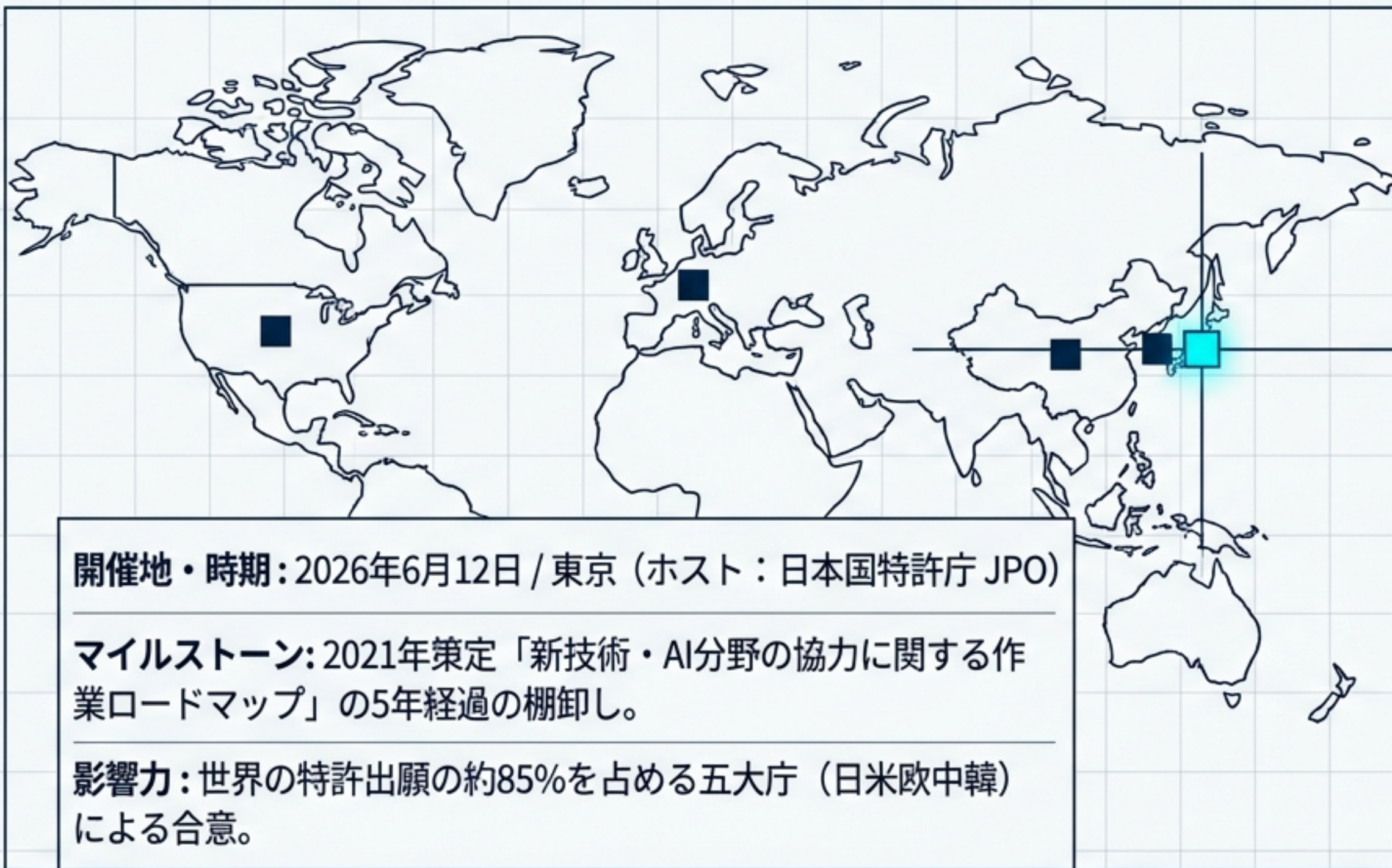
[2] 表面的な一致と実務の分断

発明者は「自然人限定」で五庁が完全に収斂。しかし、進歩性や開示要件の審査基準は各国で激しく分岐（Divergence）している。

[3] モジュール型出願戦略への転換

単一の明細書で世界をカバーする時代は終焉。日米欧中韓の審査差異を吸収する「コア+モジュール型」の明細書設計とPPHの駆使が急務。

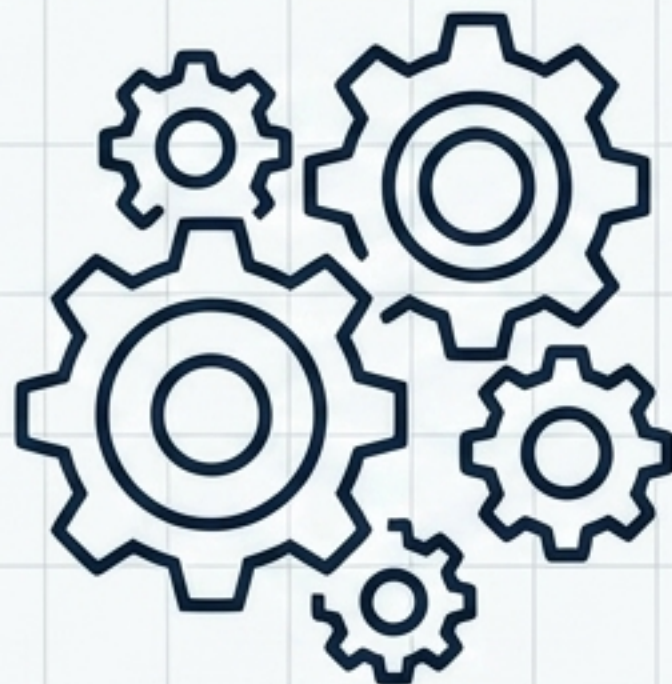
The Catalyst: 東京会合の基本事実と法的実効性



[REALITY CHECK] 合意の法的性質とタイムライン

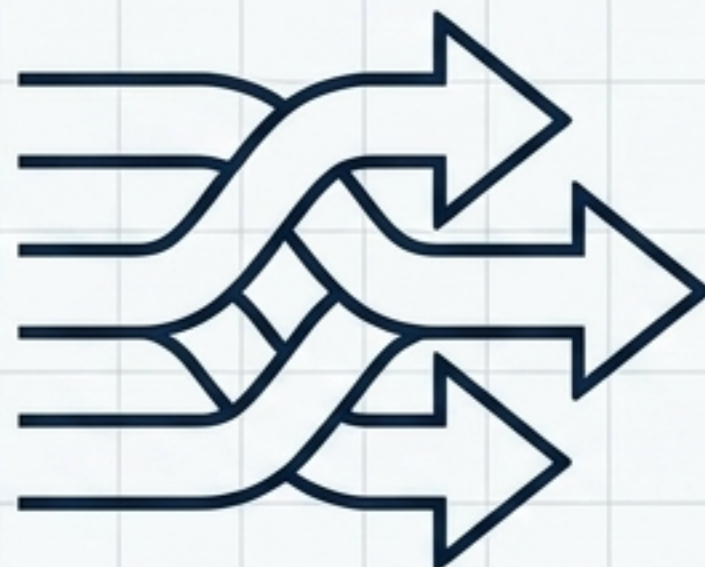
- 今回の合意は独立した「共同声明 (Joint Communiqué)」を伴わず、JPOプレスリリースに依存する「ソフトな合意」である。
- 法的拘束力のあるハード・ローの調和ではなく、実務レベルのすり合わせから始まるため、実際の各国の国内法・審査基準の統一には**年単位の遅延 (Administrative Gap)** が生じる。

The Three Pillars: 公式に合意された3つの成果



新「AI作業部会」の立ち上げ

AI分野の協力を議論・推進する新たな作業部会（ワーキンググループ）の設立に合意。審査運用、手続、審査結果の相互利用推進など、実務レベルでの検討へ移行。



五庁協力枠組みの最適化

既存の作業部会（WG1～WG3, PHEP等）間の役割重複を解消。手続きの簡素化と会合構成の最適化を通じ、制度調和のスピードアップを図る。



「責任あるAI」への共通認識

前日の五極ユーザ会合での議論を踏まえ、AI時代における特許庁の役割に関する意見交換を実施。IP分野にける「責任あるAIの利用」について五庁間で共通認識を形成。

新「AI作業部会」の診断: 確定事項と未解決の変数

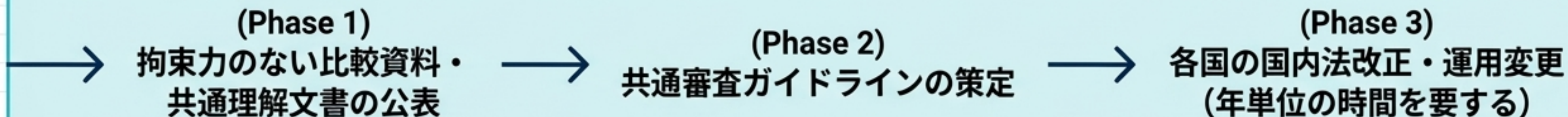
[CONFIRMED] 判明している事実

- 目的: 審査基準の調和に向けた「実務レベル」での協力推進。
- 位置づけ: これまでの「情報共有」フェーズから、IP5のコア協力分野としての「制度運用すり合わせ」フェーズへの格上げ。

[UNCLEAR] 未公表・不確実な要素

- 組織体制: 正式名称、リード庁、初会合のスケジュールは未公表。
- 既存組織との関係: 現在比較資料を作成している「NET/AIタスクフォース」を吸収統合するのか、併存するのかは不明。

[INSIGHT] アウトプットのタイムライン予測



The Core Tension: 哲学の収斂と、実務の乖離

[CONVERGENCE]

発明者性は「自然人」に完全収斂

米国 (Thaler v. Vidal)、欧州 (EPO J 8/20)、日本 (知財高裁2025年1月判決)、韓国 (ソウル高裁判決)、中国の全てで「AIは発明者になれない」とする判断が確定。法理上の論争は事実上終結。

[DIVERGENCE]

審査基準・開示要件は激しく分岐

「人間が発明者」という建前の上で、AI関連発明をどう特許化するか（進歩性・特許適格性・記載要件）の運用は、各庁のスタンスが全く異なる。

問い：AIモデルの詳細構造は必須か？
学習データは開示すべきか？
AIは単なる「ツール」か、それとも「共同作業者」か？
→ 新作業部会の主戦場はここにある。

THE COMPARISON MATRIX: グローバルAI特許性ヒートマップ

庁 (Jurisdiction)	発明者性の解釈 (Inventorship)	適格性・進歩性の判定 (Eligibility/Obviousness)	開示要件の厳格度 (Disclosure Strictness)
USPTO	自然人限定 (Thaler)	【柔軟】 Pannu要素分析を廃止。AIをツール視し、伝統的なConception基準を一律適用 (2025年11月改訂)	【低】 ツールとしての利用明記で可。
CNIPA	自然人限定	【厳格】 AIを4類型に分類し、進歩性のハードルを大幅に引き上げ	【極めて高】 モデル構成・学習手順・パラメータの具体的記載が必須 (2026年1月施行)。
EPO	自然人限定 (J 8/20)	【中】 混合発明の進歩性判断 (COMVIKアプローチ) により、技術的課題解決への寄与を要求	【中～高】 技術的効果の証明が必要。
MOIP (韓)	自然人限定	【厳格】 具体的構成の欠如は進歩性否定に直結	【高】 訓練データ・前処理等の具体的記載を要求。
JPO (日)	自然人限定 (知財高裁)	【中】 事例ベースの運用。知財推進計画等で適格性を継続議論	【中】 審査ハンドブック (附属書B) に基づく予見可能性を重視。

Spotlight on the Extremes: USPTOの緩和 vs. CNIPAの厳格化

USPTO: イノベーション促進への転換 (The Pro-Innovation Pivot)

動向: 2025年11月改訂ガイダンス。
単独の自然人発明者に対するPannu
要素（共同発明者の寄与度テスト）
の適用を廃止。

スタンス: AIは「単なる支援ツール」
である。伝統的な「人間の着想
(Conception)」さえ証明できれば、
AIの内部構造の詳細な開示は求めな
い。



CNIPA: 審査ハードルの劇的な引き上 げ (The High Bar)

動向: 2026年1月施行の審査指南改
正。

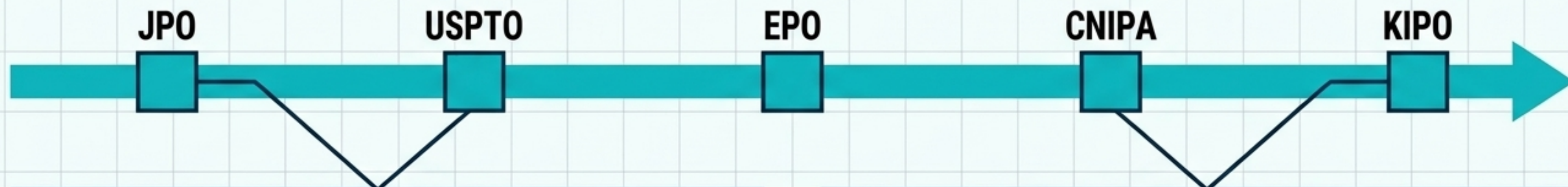
スタンス: AIをブラックボックスとし
て扱うことを許容せず、AIモデルの
構造、アルゴリズム、学習データ、
パラメータ、入出力の技術的関係の
極めて詳細な明細書開示を要求す
る。

[STRATEGIC TAKEAWAY] USPTO基準（緩い要件）に合わせて明細書を作成すると、中国・韓国では「開示不足」で致命的な拒絶を受ける。グローバル出願では、最も要件が厳しいCNIPA基準「新たなデフォルト」とする必要がある。

The Global Prosecution Expressway: 分断を乗り越える制度とテクノロジー

PPH（特許審査ハイウェイ）の絶対的安定性

- 20周年のマイルストーン: 2006年の日米開始から20年。IP5のPPHパイロットは2029年初頭までの延長が確定している。
- 戦略的価値: AI審査基準が不確実な現在、手続面での「確実な高速道路」がPPHである。第一国で許可可能クレームを早期確保し、他国へ強制突破するルートが不可欠。



IT・技術協力による実務の加速

GAIA-Index (JPO発): 生成AIを活用した自動生成・自動付与型の特許検索インデックス。分類付与のばらつきを低減し、技術変化に追従。(J-PlatPatで拡張中)

IT・技術協力による実務の加速

グローバルドシエ (GDTF): 事前入力機能やプッシュ型活用の進化。

影響: これらのAIツールの進化は、各社内での先行技術調査 (FTO) の精度向上とコスト構造の見直しを要求する。

Structural Shifts: 韓国MOIPへの昇格が意味する国家戦略化

【BEFORE】 KIPO時代



産業通商資源部の「外庁」（韓国特許庁）としての位置づけ。技術審査・権利付与が主軸。

【AFTER】 MOIP昇格（2025年10月～）



「韓国知識財産庁（Ministry of Intellectual Property）」へ昇格し、国務総理室直属のコントロールタワーへ。

【IMPLICATION】
IPの国家トップアジェンダ化

単なる特許審査機関から、IP取引・事業化、そして国家経済・安全保障を牽引する中核省庁への脱皮。

IP5のパワーバランスにおいても、韓国の発言力と、権利化後の「利活用（Commercialization）」を重視する政策アプローチが今後強まることが予想される。

Strategic Imperatives: 日本企業が直ちに実行すべき4つのアクション



1. 社内プロセスの再定義 (Internal Process)

すべてのAI支援発明において、「自然人（人間）が着想（Conception）にどう寄与したか」を社内で厳密に文書化する。USPTO等の要件を満たす防波堤となる。



2. 開示基準の引き上げ (Drafting Standard)

明細書の作成基準を「CNIPA（中国）の厳格要件」に合わせる。学習データ、パラメータ、AIモデルの構造的特徴をデフォルトで詳細に記載し、事後的な致命的拒絶を防ぐ。



3. 攻撃的なPPH利用 (Filing Route)

各庁の審査基準が揺れ動く中、PPH（特許審査ハイウェイ）を標準ルートとして組み込む。審査の緩い／得意な第一国庁で速やかに特許査定を獲得し、他国へ波及させる。

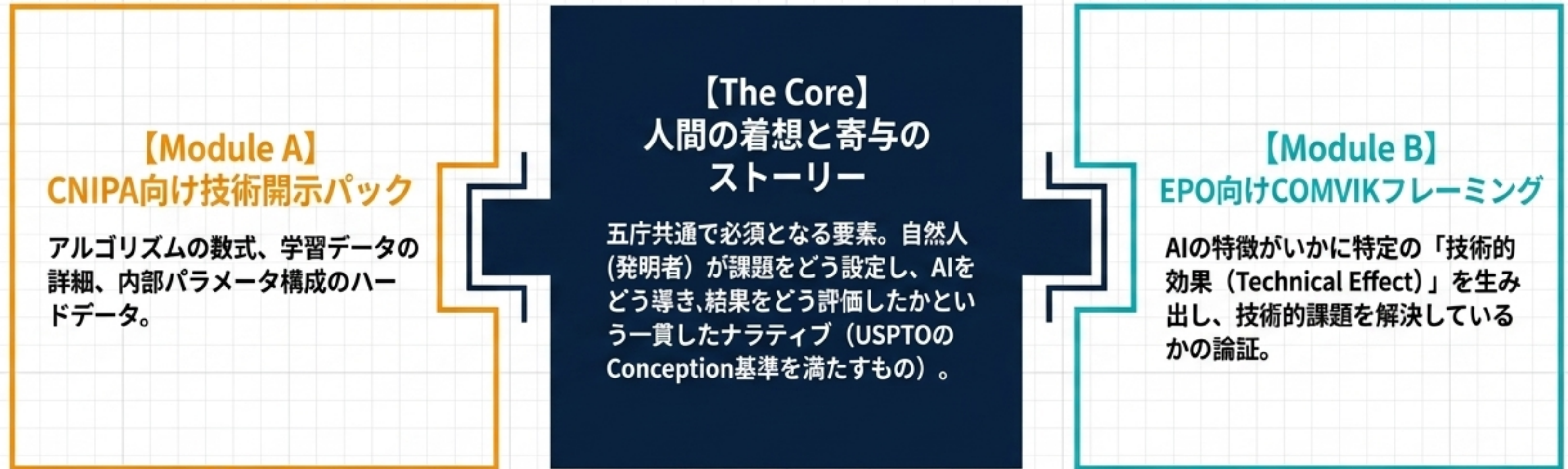


4. FTO・調査モデルの更新 (FTO & Search)

JPOのGAIA-Indexなど、行政側のAI自動分類ツールの導入状況をモニタリングし、自社の先行技術調査（FTO）のコスト・精度評価モデルに統合する。

SYNTHESIS : 「モジュール型」グローバル出願戦略の確立

「One-size-fits-all (単一明細書の使い回し)」の時代は終わった。
今後は、世界共通の「コア」に、各国特有の審査を突破する「モジュール」
を結合させた明細書アーキテクチャが必要である。



Future Benchmarks: 戦略を見直すべき今後のトリガー（閾値）

[Trigger 1]
IP5作業部会による
「共通ガイドライン」の公表

[Trigger 2]
各国における「AI生成発明」の
立法的保護の新設

シナリオ: 新AI作業部会が拘束力のある共通審査基準、または審査結果の自動参照レベルの要件緩和を合意した場合。

- **アクション:** グローバル権利化フローの前倒し、及び各庁ごとのモジュール型明細書の簡素化（統合）を再検討する。

シナリオ: 現在否定されている「AI単独による発明（AI-generated）」に対し、いずれかの国が特許法改正や新法で保護に踏み切った場合。

- **アクション:** 該当法域において、「特許出願」と「営業秘密（Trade Secret）としての秘匿」の選択基準（ポートフォリオ戦略）を根本的に見直す。

【AGILITY IS THE ULTIMATE IP ASSET】

行政の合意形成には「年」単位の時間がかかるが、AI技術は「週」単位で進化する。
この移行期を生き抜く最大の知財資産は、変化に即応できる組織的アジリティである。